

(作為的相場形成)

適用例：証券会社が約定させる意思のない「見せ玉」を発注した場合

< 事例 >

証券会社マネージャーは、その業務に関し、多数の上場銘柄の株式について、自己の買付注文又は売付注文が約定した後に、他の市場参加者からの買付注文又は売付注文を誘うことにより、当該銘柄の株価を自己に有利に動かすこと(買付注文を約定させている場合には株価を上昇させること、売付注文を約定させている場合には株価を下落させること)を意図して、約定させる意思のない大量の一連の指値の買付注文又は売付注文を行った。

なお、その後当該銘柄の株価が上昇し又は下落した後に、当該マネージャーは、当初に買い付け又は売り付けた注文の反対売買となる売付注文又は買付注文を行い、これが自己に有利な価格で約定すると、直ちに上記注文を取消しを行っている。

< 論点 >

法令(証券会社の行為規制等に関する内閣府令第4条第3号)においては、実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引をする行為を禁止しているが、上記事例は、これにあたるか。

< 判断内容 >

本件事例における行為は、

先行して買付けた(売付けた)株式を一定の価格で売却(買戻し)するため、他の市場参加者の取引を誘引させるべく、最良気配付近の価格帯等に相場状況等から見て、大量の買付(売付)注文を発注していること

また、当該発注は、先行した本件株式による利益確保後に取消しをするなど、約定させる意思のない注文であること

なお、本件一連の行為は、一定期間において反復継続して行われていることから、行為規制府令第4条第3号の規定が適用されるものと考えられる。